

令和元年度 第2回

瑞穂町国民健康保険運営協議会会議録

令和元年12月10日

西 多 摩 郡 瑞 穂 町

1 日 時 令和元年12月10日(火) 午後1時30分から午後2時30分

2 場 所 瑞穂町役場 3階 全員協議会室

3 出席者 会長 村上 文男  
委員 根本 忠 委員 喜多 直子  
委員 内野 好子 委員 鈴木 寿和  
委員 青松 東星 委員 北原 新二郎  
委員 岩田 松雄 委員 渋谷 俊悦  
委員 八木 秀子 委員 横田 克彦

4 欠席者 委員 奥井 重徳

会議の説明に出席した者の職氏名

住民部長 大井 克己  
住民課長 山内 一寿 税務課長 小野 基光  
健康課長 福島 由子 納税係長 川島 有人  
健康係長 生田目 勝 国保係長 池田 稔  
国保係 保坂 知義

5 議 題 (1) 令和2年度瑞穂町国民健康保険税の改定について  
(2) 令和2年度瑞穂町国民健康保険運営方針(案)について  
(3) その他  
①令和元年度 特定健康診査・特定保健指導について  
②令和元年度 国民健康保険税の収納状況について  
③次回の開催日について

6 傍聴者 0名

7 配付資料 ① 会議次第  
② (資料1) 令和2年度 保険税率比較について  
③ (資料2) 平成31年度瑞穂町国民健康保険運営方針  
④ 税務課資料 令和元年度国民健康保険税の収納状況  
⑤ 健康課資料 令和元年度特定健康診断受診状況

8 開 会 午後1時30分

(住民課長)

12月の暮のお忙しい中、会議に出席していただきありがとうございます。定刻になりましたので、第2回瑞穂町国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。今回の運営協議会には町長より令和2年度の国民健康保険税の税率改定についての諮問事項が提出されますので、審議をお願いします。会議を始める前に資料の確認をさせていただきますと思います。まず、事前にお送りした開催通知に同封いたしました資料を本日お持ちでない方は、いらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。本日の配付資料として、健康課資料と税務課資料を追加で机の上に配付しております。また、事前に諮問の写しを机の上に配付しております。資料は大丈夫でしょうか。よろしければ始めさせていただきます。それでは、この後の進行に関しましては、瑞穂町国民健康保険運営協議会規則第6条の規定によりまして議長は会長にお願いすることになっておりますので会長の方で議長の程よろしくをお願いします。

(議長)

皆さんこんにちは。12月になりまして何かとお忙しい中ご出席していただきまして、ありがとうございます。本日の会議がスムーズに進行できますようご協力をお願い申し上げます。それでは議長を務めますので、よろしくをお願いします。本日の出席数は11名でございます。定数に達しておりますので、令和元年度第2回瑞穂町運営協議会を開催したいと思います。なお、本日の会議録の署名は内野委員と鈴木委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

最初に町長から瑞穂町国民健康保険運営協議会に諮問が出されております。町長の代理として大井住民部長から挨拶と諮問事項について説明をお願いします。

(住民部長)

・・・住民部長挨拶省略・・・

・・・町長に代わって、住民部長が諮問事項について口述し、

住民部長から会長に諮問書を手渡す。・・・

(議長)

諮問事項を受け取りました。それでは、次第に従いまして議事を進めていきたいと思っております。

「議題(1) 令和2年度瑞穂町国民健康保険税の改定について」を議題といたします。この取り扱いです。協議会としては、町長の諮問に対し協議し、答申することになりますので、この件につきまして事務局より説明をお願いします。

(住民課長)

平成30年度より財政主体が東京都になり、都全体の療養給付費を算定し自治体ごとの標準税率を示し、各自治体の納付金額を決定しています。しかし、自治体により状況が異なることから各自治体で保険税を決定することとなっております。

・・・資料1の説明・・・

今後被保険者が減少していく状況ですが、過度な負担は避けながらも緩やかに税率を上昇し、相応の負担をいただかなければならない状況です。以上の現状から、諮問にあります令和2年度瑞穂町国民健康保険税の改定についてのご検討をお願いいたします。

(議長)

以上で説明が終わりました。令和2年度の国保税率について諮問を受けたわけでありまして。それでは、改定についてただいまの説明等の中でご質問等がありましたらお願いします。

(根本委員)

当然赤字解消の必要性はあるが、もともと瑞穂町の税率については近隣と比べ低い方です。15年での計画と照らし合わせてみると、まだまだ足りていないのでしょうか。

(住民課長)

市町村ごとの標準税率は、一般会計からの繰入金なしで納付金を賄う前提での税率です。現在30.91%ほど乖離があるため、これを0に近づけていかなければなりません。

(根本委員)

赤字補填のため一般会計からの繰り入れを行っているが、近隣の自治体はどうなっているのか。

(住民課長)

区部は赤字補填の繰り入れをしていますが、近隣地域では繰り入れをしている状況です。瑞穂町は市町村部では23番目に繰入額が多いです。

(内野委員)

15年間で赤字を解消するとのことですが、いつからスタートしましたか。

(住民課長)

平成30年に制度が変わってからになります。

(岩田委員)

15年かけて0にするという目標ですが、どこからの指示で赤字補填を解消するのですか。

(住民課長)

国からの指示で、赤字補填の繰り入れをなくしています。区部ではすでに赤字補填での繰り入れをなくしていますが、市町村ごとの経緯も異なることから15年かけて0にするよう計画を立てているところです。

(岩田委員)

国民健康保険は社会保険の受け皿になっているので、一般会計から繰り入れても町民からの文句は出ないのではないかと。

(根本委員)

繰り入れ金をゼロにするのが理想だとは思いますが、完全に0にするようにという指示ですか。

(国保係長)

一般会計からの繰入金すべてを解消するのではなく、保険料の減額の繰り入れを解消するような指示がでています。該当となる繰り入れは平成30年度で2億7,300万円あります。

(岩田委員)

15年で解消されない場合はどうなるのか。

(国保係長)

あくまでも目標という見解です。

(議長)

質問がないようですので、(2) 令和2年度瑞穂町国民健康保険運営方針(案)について入りたいと思います。

(国保係長)

・・・国保係長から説明・・・

(議長)

それでは、令和2年度瑞穂町国民健康保険運営方針(案)について、質問がありましたらお願いいたします。

(内野委員)

平成31年度の運営方針は平成30年度からは何が変わりましたか。

(国保係長)

骨子の部分に大きな変更はございません。実施事業の中で、特定検診の受診率向上の具体的な意見を反映させていただいております。

(根本委員)

被保険者数が1万を切ると影響がありますか。

(国保係長)

調整交付金の金額が1万人を境に減額となってしまいますので、影響は大きいです。

(健康課長)

特定健康診査の受診率について、被保険者が1万人を割ると評価で求められる数字が5%ほど上がってしまいますのでより高い受診率を目標にする必要があります。

(議長)

では、質問がないようですので、(3) その他に入りたいと思います。

「①令和元年度特定健康診査・特定保健指導について」の説明を、健康課長にお願いしたいと思います。

(健康課長)

・・・健康課長から説明・・・

(根本委員)

特定検診の受診率について毎年拝見しているが、数値が上がっていないように見えます。何か原因がありますか。

(健康課長)

瑞穂町は東京都の受診率と同じくらいで、西多摩では真ん中辺りです。比較的若い方の受診率が上がらないのが問題となっています。実際には会社の健康診断や人間ドックを受診している方の診査結果を把握することが難しいので、実際は健康診査を受けている方もいらっしゃいます。

今後はそういった結果の把握に力を入れて受診率を向上していきたい。健康意識は上がっていると認識しています。

(岩田委員)

人口透析患者は瑞穂町には何人いますか。

(健康課長)

国民健康保険加入者で人口透析を受けている方は、平成31年3月末時点で41名いらっしゃいます。人口が少ないので割合的には高いかと思いますが、ここ数年で横ばいから減少傾向にあります。

(岩田委員)

人工透析にかかる治療費は非常に高額になると聞いています。個人負担の月額が10,000円を上限にしている分、国民健康保険で多くの医療費を負担していると思います。

これらを考えても国民健康保険は良い制度かと思います。

(健康課長)

人工透析になると、生活に制限がかかるなど、仕事などにも影響が出るかと思いますが、国民健康保険がセーフティネットとなっています。ですが、財源には限りがあるため、予防できる方に関しては、健康課として予防に努めていきたい。

(議長)

それでは、特定健康診査・特定保健指導について、質問がありましたらお願いします。

質問がないようですので、次に「②令和元年度国民健康保険税の収納状況について」説明をお願いします。

(税務課長)

・・・税務課長から説明・・・

(議長)

国民健康保険税の収納状況について、説明がありました。質問がありましたらお願いします。また、全体を通してでもかまいませんので質問がありましたらお願いします。

(喜多委員)

多額滞納者の滞納理由はわかりますか。

(税務課長)

事業がうまくいっている際に課税された税を納付していないため、事業がうまくいかなくなり、収入が減るなどして滞納額が多額になるケースが見受けられます。また、不動産管理をされている方などでは、部屋に人が入っていない場合に収入がなくなってしまう払えないというケースもあります。これらのようなケースでは、聞き取りを行い、いつ頃収められるのか、分割で納めることができるのかなどを含めて対応しています。

(喜多委員)

どのような形で滞納者の追跡調査を行っていますか。

(税務課長)

各都道府県に支店を持っている会社と委託契約しております。町が依頼した対象者の住所へ出向き調査を行っています。

(喜多委員)

平成31年度の運営方針についてレセプト点検業務の具体的な目標を定めとあるが、職員が行うのか、委託をするのか内容について教えてください。

(住民課長)

国保連から還元されたレセプトを確認しています。平成29年度に関しては財政効果が553円で順位が都内最低の30位からレセプト点検に力を入れ、医療事務経験者を嘱託員として採用し、職員と協力して事務を行うことで、財政効果が1,434円に上がり、順位も13位に上がりました。

(喜多委員)

柔道整復施術等の療養費点検とはどのような内容でしょうか。

(住民課長)

柔道整復施術等の療養費点検について2次点検を民間業者に委託しております。申請件数が2,835件ある中で、レセプトを確認しながら366件を点検し、医療費の点検に間違いがないか確認をしています。

(議長)

他にないようですので、次回の開催日について事務局からお願いします。

(国保係長)

次回の開催日は、令和2年1月14日(火)午後1時30分となりますのでよろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で本日予定されていた議題につきましては、全て終了いたしました。

本日は皆さんお疲れさまでした。